

Ⅱ 子育て期短時間勤務支援助成金

就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成するものであり、労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい短時間勤務制度の普及促進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1と2を実施した場合に受給することができます。

1 次の（１）と（２）に該当する「子育て期短時間勤務制度」（以下「制度」という）を、申請事業主の事業所のすべてにおいて労働協約または就業規則によって規定していること

（１）少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度であること

（２）１日の所定労働時間が７時間以上の者について、１日の所定労働時間を１時間以上短縮するものであること（３歳に満たない子を養育する労働者については、１日の所定労働時間を原則として６時間とするものであること）

2 制度を労働者に利用させること

なお制度を利用した労働者のうち、本助成金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という）は次の（１）～（７）のすべてに該当する者です。

（１）１によって制度が規定された日以降に当該制度の利用を開始したこと

（２）制度の利用開始日時点で小学校第３学年修了までの子を養育する労働者であること

（３）制度の利用開始日までに雇用保険被保険者として１年以上継続して申請事業主に雇用されていること

（４）制度を連続６か月以上利用したこと

（５）制度を利用した連続する６か月間の各月において、１か月の所定労働日数のうち５割以上就労し、うち就労した日数の８割以上について、労働協約または就業規則により定められた時間どおりに制度を利用したこと

（６）（４）および（５）によって連続６か月以上利用した日の翌日以降、引き続き雇用保険被保険者として１か月以上雇用され、さらに、支給申請日において雇用保険被保険者として雇用されていること

（７）制度の利用開始後の時間当たりの基本給等の水準および基準が、制度の利用前と比較して同等以上であること

（８）裁量労働制、事業場外みなし労働時間制、変形労働時間制の対象としたまま短時間制度を利用していないこと。短時間勤務制度利用者は、これらの労働時間制度の対象とならないことを、労働協約または就業規則もしくは学使協定により明記されていること。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット８～９ページ)のＡの要件に該当するとともに、Ｂの要件に該当していないこと

そのうち特に次の点に留意してください。

（１）支給対象者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、タイムカード等）を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること

- 2 「育児・介護休業法」第2条第1号の「育児休業制度」および同法23条第1項の「所定労働時間の短縮措置」について、労働協約または就業規則に定めている事業主であること
- 3 「次世代育成支援対策推進法」に規定する一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄の労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること

注意 次のいずれかに該当する場合には支給対象となりません。

- 1 支給申請日の前日から起算して1年前間において、「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」の重大な違反があることにより、助成金を支給することが適切でないと認められる場合
- 2 支給申請時点で「育児・介護休業法」に違反し、同法第56条に基づく助言または指導を受けたが是正していない場合
- 3 申請事業主が、同一の子を養育する同一の労働者について、中小企業両立支援助成金（中小企業子育て支援助成金）の支給を受けている場合
- 4 申請事業主が、同一の労働者について、中小企業両立支援助成金（継続就業支援コースまたは期間雇用者継続就業支援コース）の支給を受けている場合
- 5 申請事業主が、同一の事由により均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間勤務制度）または短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）の支給を受けている場合あるいは受けようとする場合

支給額

- 1 本助成金は、企業規模と支給対象者の人数に応じて、下表の額が支給されます。

企業規模	1人目	2人目以降
中小企業事業主（※1）	40万円	15万円
上記以外の企業	30万円	10万円

※1 中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

- 2 なお1人目の支給対象者は、その「発生日」（※2）が、平成22年4月1日以降である場合に限りません。

※2 当該支給対象者が、制度を6か月利用した日の翌日から引き続き雇用保険被保険者として1か月雇用された日をいいます。

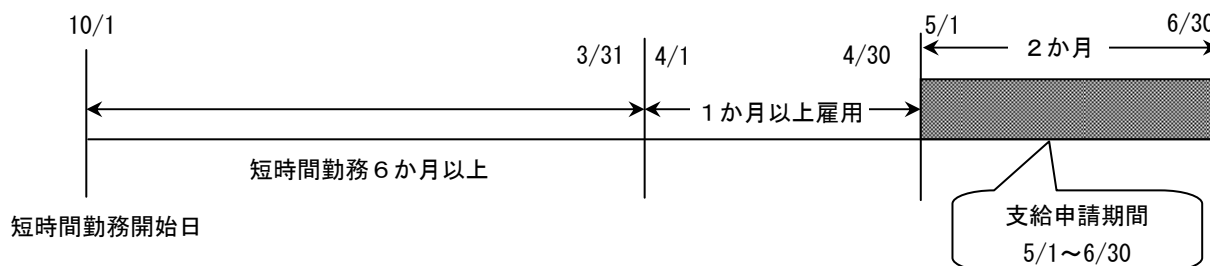
- 3 2人目以降の支給対象者の数については次の（1）～（4）によって算定します。
 - （1）当該対象者が同一の子を養育する同一の労働者の2回目以降の制度利用である場合は対象にならないこと
 - （2）当該支給対象者の発生日が、1人目の発生日の翌日から起算して5年以内であること
 - （3）1事業主当たり延べ10人（中小企業事業主は5人）を上限数とすること
 - （4）平成22年3月31日以前に制度の利用を開始した労働者について子育て期の短時間勤務支援コースまたは中小企業子育て支援助成金（短時間勤務制度についての助成に係るものに限る）を受給している場合には、（2）の起算日は、それらの給付金の1人目の支給対象者の発生日の翌日とし、また（3）の上限数の算定にあたり、それらの給付金による支給対象者の数を通算します。

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、支給対象者の「発生日」から起算して2か月以内に、「両立支援等助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）支給申請書」に必要な書類を添えて（※3）、管轄の労働局雇用均等室へ支給申請してください。

※3 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局雇用均等室へお問い合わせください。

【例：短時間勤務開始日が10月1日の場合】



利用にあたっての注意点

本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。

本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局雇用均等室へお問い合わせください。